

部分かつらが半額で買えると新聞  
チラシにあり展示会に出かけたが



## 高額商品ばかり勧められた

「2日前、新聞チラシを見て展示会に出向いたが、最初から高額の商品ばかりを勧められて、**断れずに高い商品を購入**。納得できないので契約をやめたい。」との相談が入りました。お買上明細書にクーリング・オフの記載があり、事業者へはがきを送付するよう助言しました。

必要のない物はきっぱり断ることが大切です。

トラブルの相談は早めに

札幌市消費者センター(728-2121)にご相談ください。